

②「モラルの低い飼い主も」

青森県のペットの実情（1）として、今回は飼い犬を中心に話します。

当センターには、年間に犬で約1,200件、猫で約300件の苦情が寄せられます。苦情内容は、吠え声がうるさい、フンの後始末をしないなどですが、なかでも犬を放し飼いにしている、野良犬がいて危険だなどの「係留されていない犬」に関するものが最も多く、犬の苦情の約8割を占めます。このような不十分なしつけや飼い主のモラルの低さは、近隣トラブルの原因となるばかりでなく、時に重大な事故を引き起こします。ある犬の飼い主は、散歩に連れて行くのが面倒だという理由からたびたび放し飼いにしていたところ、ついにこの犬が近所の人に噛み付き、何針も縫う大ケガを負わせてしまいました。犬の放

し飼いは人の生命を侵害するおそれのある大変危険な行為です。飼い犬を係留することは最も基本的なルールであり義務です。

また、当センターでは、法律に基づき、やむを得ず飼うことができなくなった犬や猫の引取りを行っていますが、年間約500件あり、その理由として多いのは、予定外の出産が約100件、人に咬みつくなどの問題行動が約100件、高齢や病気が約70件などとなっています。不

要な繁殖をさせてしまう、病気になったペットに適切な治療を受けさせないといった飼い主のモラルが低い事例が多くみられます。身勝手な飼い主の事例の話ですが、ある日、高齢の飼い犬が自分で排泄できなくなったことから、引き取ってほしいとの相談がありました。自力で排泄できなくなった老犬は、飼い主が膀胱や肛門の周囲を手で刺激してあげると排泄ができます。当センターでは、排泄の世話をしながら終生飼うことを勧めましたが、飼い主は聞く耳を持たず犬を置いて行き、結局殺処分されました。飼い犬は高齢や病気になると処分されなければならないのでしょうか？飼い主は命あるものを飼った責任を果たすべきです。

当センターでは、モラルの低い飼い主に対して個別に指導するだけでなく、イベントや講習会を通して、県民にペットを飼うということの責任、そしてルールとマナーをしっかりと身につけてもらうようもっと声を上げていきたいと考えています。

